

令和3年第3回大台町議会臨時会

提出議案概要



令和3年5月

報告第2号 専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）

【理由】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づく議会の委任による町長の専決処分事項（自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定に基づき支払われるもの、又は自動車事故に係る他の損害賠償保険金により支払われるもので、1件100万円以下の法律上の義務に属する和解及び損害賠償の額を定めること）について専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告するもの。

【内容】

令和2年11月17日午前10時頃、大台町岩井地内の国道422号線において、町の職員が運転する公用車（三重480ぬ6905）が右折しようとした際に、後方相手方車両が追い越しを図り、公用車右前方と相手方車両側面が接触し損傷した事故について、過失割合は町が20%、相手方が80%として、町は相手方に賠償金として92,974円、相手方は町に賠償金として133,858円を支払うことで和解した。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（大台町介護保険条例の一部改正について）

【改正理由】

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の減免に対する財政支援が、令和3年度分にも継続されることが示されたことから、令和3年度分の減免のために期限を延長する必要性が生じたため。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、条例の一部改正について専決処分をしたので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求める。

【改正内容】

附則第11項において、「及び令和2年度分」を「から令和3年度分まで」に、「令和3年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

【施行期日】

令和3年4月1日

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（大台町税条例等の一部改正について）

【改正理由】

令和3年度、国の税制改正に伴い「地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）」が、令和3年3月31日に交付されたことに伴い、大台町税条例等に一部改正の必要が生じたため。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、条例等の一部改正について専決処分をしたので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求める。

【改正内容】

・個人住民税

扶養控除対象から国外居住親族を除外することに対する、均等割及び所得割の非課税限度額の判定見直し等をはじめ、医療用から転用された医薬品を購入した場合の、「特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例」についての適用期間の延長。また、新型コロナウイルス感染症の経済対策として、住宅借入金等特別税額控除の特例措置の期間延長等。

・固定資産税

中小事業者に対する新型コロナウイルス感染症の経済対策として、家屋及び償却資産に対する生産性向上特別措置法に基づく課税標準額の特例措置を、中小企業等経営強化法に基づく課税標準額の特例措置に変更し適用期間を2年間延長、また従来からの土地に係る課税標準額の特例措置の期間延長とあわせ、新型コロナウイルス感染症に対する税負担軽減措置として、土地の負担調整措置により税額が増加する場合、令和3年度分に限り前年度税額に据え置く等の特別措置。

・軽自動車税

新型コロナウイルス感染症の経済対策の特例措置として、自家用乗用車に対する環境性能割の1%軽減を、9ヶ月間の期間延長。また種別割につきましてはグリーン化特例による軽課の対象を限定した上で、特例措置を2年間の期間延長。

・その他

- ・電子提出に係る税務署長の承認が廃止されたことに伴う規定見直し
- ・熊本地震における固定資産に係る住宅用地等の特例について2年間延長
- ・西日本豪雨により被災し、上物である家屋が消失した住宅用地における特例新設
- ・特別土地保有税に係る保有分と取得分の課税の特例について3年間延長

- ・その他、規定整備に合わせた項ズレ及び文言の削除や追加

【施行期日】

令和3年4月1日。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中大台町税条例附則第6条の改正規定 令和4年1月1日
- (2) 第1条中大台町税条例第24条第2項、第32条及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに同条例附則第5条第1項の改正規定並びに次条第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第1条中大台町税条例附則第10条の2第25項を同条第23項とし、同項の次に1項を加える改正規定（第24項に係る部分に限る。）特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）の施行の日

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大台町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号））

【理由】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、予算について専決処分をしたので、同条第3項の規定により、議会に報告し承認を求めるもの。

【内容】

別冊「令和2年度補正予算説明資料（3月31日専決処分）」をご参照ください。

議案第 3 1 号 和解及び損害賠償の額の決定について

【理由】

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 2 号及び第 1 3 号の規定により、議会の議決を求めるもの。

【内容】

平成 2 3 年台風 1 2 号の豪雨により被災した、大井地内の林道春日谷線の災害復旧工事を平成 2 4 年度に施工し、平成 2 5 年 1 0 月に完成したが、復旧した林道の一部について、相手方所有の山林を占有していることが平成 3 0 年 1 2 月に判明した。

町は、相手方に損害賠償として 1 3 7, 0 0 0 円を支払い、当該土地を 3 6 3, 0 0 0 円で買収することにより和解したい。

議案第 3 2 号 大台町公の施設に係る指定管理者の指定について（奥伊勢フォレストピア森の国工房）

【理由】

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、対象となる公の施設について、管理を委任する指定管理者を指定したいので、議会の議決を求めるもの。

【内容】

議案番号	公の施設名称	指定管理者となる団体等の名称
議案第 3 2 号	奥伊勢フォレストピア森の国工房	奥伊勢フォレストピア森の国工房共同企業体
指定の期間は、令和 3 年 6 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日まで		

議案第33号 大台町委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

【改正理由】

大台町公の施設指定管理者選定審議会規則に規定する委員に、法人の経営及び財務に関し識見を有する者を加えたことにより、新たに当該委員の報酬額の規定を設ける必要が生じたため。

【改正内容】

条例第2条別表第1大台町公の施設指定管理者選定審議会委員の項の備考を「法人の経営及び財務に関し識見を有する者については、20,000円以内で町長が定める額」に改める。

【施行期日】

公布の日

議案第34号 令和3年度大台町一般会計補正予算（第1号）

【内容】

別冊「令和3年度補正予算説明資料（5月18日臨時会）」をご参照ください。

議案第35号 令和3年度大台町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

【内容】

別冊「令和3年度補正予算説明資料（5月18日臨時会）」をご参照ください。